

埼玉県人事委員会訓令第一号

訓 令

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四事務局職員の服務に関する事務の項事務局長専決事項の欄23中「第三項」を「第六項」に、同欄24中「の振替及び」を「及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の振替並びに」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中4を削り、同欄5中「初任給規則第十条第一項第一号」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一。以下「初任給規則」という。）第十条第一項後段」に改め、同欄中5を4とし、同欄6中「第一号」を「後段」に改め、同欄中6を5とし、7及び8を削り、同欄10中「初任給基準」の下に「又は給料表の適用」を加え、同欄中9を6とし、10を7とし、11を削り、12から28までを8から24までとし、同項事務局長専決事項の欄中2、3及び4を削り、同欄5中「第十六条」を「第十条第五項」に、「号給」を「職務の級」に、「第一号」を「各号」に改め、同欄中5を2とし、6を削り、7から39までを4から36までとし、2の次に次のように加える。

3 初任給規則第十一条第二項の規定に基づき、人事交流により採用した職員等の号給を決定する場合の承認をすること（初任給規則第十条第一項各号に規定する職務の級に決定された者を除く。）。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄4中「第一号」を「各号」に改め、同欄12中「第一号」を「各号」に改め、同欄19中「第四条第一項」を「第四条」に、「第一号」を「各号」に改め、同欄中18から22までを19から23までとし、17の次に次のように加える。

18 任用規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき、任用候補者名簿の失効日を別に定めること。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄3中「第一号」を「各号」に改め、同欄8中「第一号」を「各号」に改め、同欄29中「第一号」を「各号」に改め、同欄中30を削り、31を30とし、32を31とし、同欄33中「第七

条」を「第五条」に改め、同欄中33から37までを32から36までとする。

別表第三の八勤務延長及び異動期間の延長に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄1中「第一号」を「各号」に改め、同欄5中「第一号」を「各号」に改め、同項事務局長専決事項の欄1中「第一号」を「各号」に改め、同欄5中「第一号」を「各号」に改める。

別表第四の課長専決事項の欄15「第三項」を「第六項」に、同欄17中「の振替及び」を「及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の振替並びに」に改め、任用審査課長専決事項の欄5中「第一号」を「各号」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。